## 「(仮称)和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の骨子案に 寄せられたご意見及び県の考え方について

〇意見募集期間:平成30年1月24日~平成30年2月7日 〇意見募集方法:郵便、ファクシミリ、電子メール 〇意見提出者数:32名 〇意 見 数:122件

項目等	番号	ご意見の概要	県の考え方
	1	豊かな山林は保全すべき(絶対)	本条例(案)は、太陽光発電事業の実施による自然環境、生活環境、景観等環境に及ぼす影響や災害の発生に対する県民の不安が拡大していることから定めるものです。 事業者が太陽光発電事業における太陽光発電設備の設置、維持管理、廃止等について環境を保全し、災害の発生を防止する方法で適切に実施するよう必要な事項を定めます。 また、事業者と県、市町村及び県民が太陽光発電事業について事前に協議する手続その他所要の事項についても定めます。 そして、太陽光発電事業について県民の理解と本県の環境との調和を確保し、もって本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図っていきたいと考えています。 本条例(案)は、本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的としており、県民、事業者双方の利益につながるものと考えています。
	2	生活環境・安全安心な生活を守って欲しい	
	3	環境悪化に耐えていくことが苦痛	
	4	住民の穏やかな安心安全な生活が担保できるようにして 欲しい	
	5	自然破壊をするようなメガソーラーについては規制すべき	
	6	土砂災害が発生しないよう、雨量増大影響に十分な対策 をすべき	
	7	紀の国(木の国)和歌山としては、森の保全を先ず大切に すべき	
	8	想定外の大雨による大きな災害発生を考慮すべき	
条 例	9	「自然を破壊して 自然エネルギーを」と言う発想はいかがなものか、禁止すべき	
	10	一方大規模化への規制の文言がないのは疑問、大規模 なものは反対	
	11	事業者の県民生活への配慮意識、本県の環境価値の保 持意識の高揚を図る視点を盛り込んでいただきたい	
全 般	12	実態調査を行った上で、実効性のある、生活者を無視し ない条例の制定を心から望みます	
	13	限られた特定の者(太陽光発電設備の設置事業者)に対してのみ適用される条例であり、憲法29条(財産権の侵害)に違反する条例であると考える	
	14	地権者の利益を損なうのではないか	
	15	認定基準においては、安全面、環境面、景観面で十分配 慮して欲しい	
	16	本条例は法の不遡及に当たることはないのか	
	17	自然環境、景観、災害、生活環境へ被害等が発生するおそれがあると認めるとき土地所有者等に対し必要な措置を求めることができるようにしてはどうか	
	18	農地で事業を実施する場合、役場の農地担当課との事 前協議を義務づけて欲しい	
	19	不明確な点が多い事から条例制定を急がず慎重な議論 を求めたい	
	20	細目や施行規則は条例制定後すぐに決定されるのか	条例の公布日と合わせて施行規則についても公布する予定です。

項目等	番号	ご意見の概要	県の考え方
<b>供口寸</b>		対象となる施設の面積が不明	県の考え方 太陽光発電事業の実施による防災面並びに自然環境、生活環境、景観等 環境面に及ぼす影響の大きい一定規模以上として、太陽光発電の合計出力 50kW以上を対象としています。
	-	10kW以上の太陽光発電設備を対象として欲しい	また、電気事業法においては、出力50kW以上は、保安規定の届出が義務付けられているなど、電気工作物としても大きな分かれ目になっています。
	23	合対象にすべき	が
	24	売電する目的の太陽光発電事業すべてを条例の対象と すべき	
	25	対象となる太陽光発電設備の発電出力を50kWより小さく すべき	
	26	出力50kW未満の太陽光発電設備についても対象とすべき	
対 象	27	50kW未満についても対象にしてほしい	
事業の	28	対象となる太陽光発電設備の規模を50kWより小規模にして欲しい	
規模	29	出力50kW未満のものは除くとせず自給用ソーラー以外 総てとすべき	
等	30	「出力50kW未満のものを除く」という規定は撤廃していた だきたい	
	31	50kWではなく総てについて適用すべき	
	32	事業が主目的である以上、規模に関わらず説明会は事 業者の義務とされたい	
	33	既存の事業者を条例の対象にすべき	
	34	各種申請の事前協議、法令申請提出を実施した案件にも 新たな調査の実施を求めるのか	本条例(案)の適用は、条例施行日に工事の着手に至っていない事業とします。
	35	本条例の対象事業範囲はどこまで考えられているのか。 例として各許可申請の事前協議、許認可申請審査案件も 対象となるのか	
	36	事業終了後の設備の撤去までをきちんと指導して欲しい	本条例(案)では、太陽光発電事業における設備の設置、維持管理、事業廃止後の設備の撤去等も含めた事業計画の作成を義務付けます。 なお、事業者がその計画に従って事業を実施していないと認めるときは、改善命令の対象とします。
事業	37	地主、事業者の責任の所在が曖昧で、事業終了後の設 備の放棄が困る	
者責	38	太陽光発電設備を廃止した後の責任所在を明確にすべき	
任 の	39	農地や山林で事業を実施する場合、事業終了の際に設 備の撤去を義務づけて欲しい	
明確化・事業終了後の対応	40	事業終了後、設備を撤去を義務づけること。撤去後、植 樹等を実施し、管理をきちんと行うこと	
	41	事業終了時に事業者に原状回復を義務づけること	
	42	事業完了後の維持管理、廃棄物処理を適切に行うように すべき	
	43	設備の耐用年数がすぎた場合等には廃棄物処理の法律 に基づく処理を義務付け放置することのないようすべき	
	44	事業者(設置者)の責任を明確にすること	
	45	税の追加徴収(特別課税)、事業廃止までの撤去費用相 当の供託金を徴収すべき	

項目等	番号	ご意見の概要	県の考え方
	46	住民説明会の義務化及び住民の意見聴取の仕組みを是 非取り入れて頂きたい	住民説明会については、事業計画に住民等の意見を反映させるため、事業計画の案の段階で、その開催を義務付けます。 その実施にあたっては、わかりやすく説明するよう、事前協議の中で事業者に求めてまいります。
	47	計画が持ち上がったときにはまず、第一は住民への説明 がなされるべき	
	48	地元への説明の際にはわかりやすく、皆に理解できるようにして欲しい	
	49	住民への説明は理解できる内容であること(うそはダメ)	
	50	事業者による説明会はマイナス面も含め誠実に行うべき	
	51	施工者の一方的説明会でよしとしてはならない	
地元説明会・縦覧	52	説明会開催だけでなく、住民との協議等も義務化すべき	
	53	縦覧期間中に事業計画内容への質問に事業者は対応すること	縦覧期間中の事業計画の内容に対する関係市町村長や自治会等からの 意見については県でとりまとめ、事業者にその見解を求めることとします。
	54	縦覧期間を長く取ること	縦覧期間については1ヶ月とします。
等	55	隣接自治会だけではなく、河川流域の自治会も説明会の 対象とすべき	事業計画の案の説明会については、事業区域の全部又は一部をその区域 に含む自治会等並びに自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災 害の防止上影響を及ぼすと知事が認める区域の全部又は一部を含む自治
	56	連合自治会も説明会の対象とすべき	会を対象とします。
	57	地域住民とは、対象事業に関わる(影響を及ぼす)住民 すべてであることをふまえた条例であってほしい	
	58	地域住民とは、少なくとも集落単位からとし、隣接等実態 に適さない規定としないこと	
	59	設備を設置する地区の市町村だけではなく、影響を受けると思われる市町村の意見も聞くこと	
	60	住民意見の範囲は、どこまでを指すのか。事前協議(事業計画(案))提出後に明確となるのか、もしくは細目、施行規則などで決められるのか	
	61	住民トラブルを避けるため、住民説明会を実施し、地元同意を義務づけて欲しい	本条例(案)では、事業者に対し、①行政機関との事前協議の義務化、②地元説明の義務化、③市町村長や自治会等からの意見に対する見解の提出
	62	地元同意の対象を明確化して欲しい(連合自治会や防災 会も対象に)	義務を課し、その上で事業計画について安全面、環境面、景観面及び法令面で認定基準を満たしていないと、事業を実施できない仕組みとします。 地元等の同意については、義務付けはしていませんが、事業実施にあたっ
同意	63	隣接住民の同意が必要ではないか	ては、地元住民に十分説明し、理解を得るように努めることを事業者に求めるとともに、認定にあたっては、地元住民の意見を踏まえて判断することとし
息(地元・隣接地)	64	自治会、連合自治会の同意を必須とすること	ています。
	65	敷地の近隣者への事前説明と承諾を得ることを条件にすること。なお、近隣者の判断については自治会の了承を 得るようにしてはどうか	
	66	認定基準に同意書の提出を	
	67	「地域住民の同意」も必須条件とされること	
	68	周辺の同意を事業計画認定の必須要件とすべき	
	69	景観面からも隣接住民の同意が必要	

項目等	番号	ご意見の概要	県の考え方
	70	固定買い取り価格制度の発電事業計画との違いが分からない。条例で定める事業計画について概要を示してほしい	本条例(案)の事業計画の概要としては以下のとおりを考えています。 ・太陽光発電事業の内容及び実施時期 ・事業区域 ・土地を造成する場合は、土地の造成の方法に関する事項 ・設備の設置の方法に関する事項 ・維持管理の方法に関する事項 ・廃止の方法に関する事項 ・太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項
	71	景観面から道路等公共空間から見えないよう低木等の目 隠等の設置を義務化すべき	景観の認定基準については、景観法に基づく景観計画に定める良好な景観の形成のために制限される行為の基準に従い、必要な措置が講じられるものであること、とします。
	72	パネルに光が反射し車の運転の妨げにならないようにも 配慮して頂きたい	
	73	太陽光パネルの反射面を住宅に向けないようにすべき	
	74	景観面(色彩、反射等)に関して、和歌山市の太陽光発電 設備設置に関する景観ガイドラインとの違いはあるのか	
	75	事前協議をどのように行うのかわかりにくいのでマニュア ルを示して欲しい	条例の公布日にあわせて、お示しする予定です。
事 業	76	周辺環境にどのように配慮したらよいかマニュアルを示して欲しい	
計 画	77	事業地と隣接する土地との間に緩衝帯を設けるべき	環境面の認定基準については、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において当該太陽光発
認	78	人家に近いところでは低騒音型のパワーコンディショナー を用いるようにすべき	電事業の実施に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価していること、とします。
定基準	79	山地開発は例え1ヘクタールといえども環境調査を必要とすべき	
	80	環境面(生活安全、自然環境)については、保全の為の方策・目的について、和歌山県の環境アセスメント条例と同じ要件になるのかかつ面積は75haから太陽光50kw以上の発電所が設置できる土地になるのか	
	81	設備の基礎をコンクリート等でしっかり固定し、飛散することが無いようにすること	設備に関する認定基準については、電気事業法第39条第1項の技術基準 のうち構造強度に関するものに適合するものであること、とします。
	82	設備の設置にあたっては造成評価の実施を徹底して欲しい	造成に関する認定基準として、森林法及び宅地造成等規制法の基準を準用します。
	83	特に保全すべき区域を設定し、認定基準にメリハリをつけ てはどうか	本条例案では設定しません。
	84	排水計画も認定基準に含まれるのか	認定基準に含まれます。
	85	安全面(土地造成、設備)については、各種法令要件との違いはあるのか	造成については、森林法及び宅地造成等規制法の基準を準用します。 設備については、電気事業法第39条第1項の技術基準のうち構造強度に 関するものに適合するものであること、とします。
	86	認定基準がどのように守られるかが重要。住民の声が反映され、骨子にそって適正に運用されるよう地域に調和した市町村マニュアルが必要	頂いた意見は市町村にお伝えします。
維	87	維持管理面での不備についても事業者に改善命令等を 出すべき	本条例(案)では、太陽光発電事業における設備の設置、維持管理、事業 廃止後の設備の撤去等も含めた事業計画の作成を義務付けます。 なお、事業者がその計画に従って事業を実施していないと認めるときは、改 善命令の対象とします。
持 管 理	88	調整池の維持運用について定期的に土砂の除去作業を 義務づけること	
面	89	保守点検等の定期報告を義務化するべき	必要に応じ報告を求めます。
ti alte	90	学校、幼稚園、保育園、福祉施設、住宅密集地の設置は 厳しく規制すべき	太陽光発電事業の実施を禁止する区域は設定しませんが、事業計画を審査する中で必要な環境配慮等について事業者に求めてまいります。
場合の制限隣接地に学校等ある	91	住居から一定範囲内の設置を禁じる措置の検討は行うのか	
	92	設置場所について、住宅地域から一定距離を離すこと	
	93	学校や住宅地の近辺は規制すべき	
	94	住宅地への、地上型設置は原則禁止にすべき	
	95	津波被害が想定される沿岸部への設置は禁止すべき	

項目等	番号	ご意見の概要	県の考え方
処廃 理棄 物	96	廃棄物処理に関する指導は県でやってくれるのか	廃棄物処理に関する指導については、廃棄物の処理及び清掃に関する法
	97	伐採した樹木を現地で埋め戻すことを禁止して欲しい	律を所管する行政機関が連携し、適正に処理するよう指導します。 
	98	条例を一定期間ごとに見直すべき	必要に応じ見直します。
	99	条例と重複する景観法に基づく届出を省けるようにして欲しい	景観法に基づく届出は省略できませんが、本条例(案)では簡素化をします。
	100	条例制定前に工事着手~完成したケースを含め、トラブルが起こった場合の相談窓口があれば良いと思う	相談窓口につきましては、今後検討してまいります。
	101	一度申請を却下した場合は当該場所での開発について 相当年数で受付を制限すべき	場所の制限については行いません。
	102	不正な手段で同意を取得する事業者に罰則を適用すべき	本条例(案)では同意を義務づけとはしていません。なお、不正な手段で認定を取得した場合は、認定取り消しに該当することとします。
	103	和歌山市の条例との関係はどうなるのか	条例の内容によっては、それぞれ適用を受けることとなります。
	104	県と和歌山市の一貫した条例が必要	
	105	事業用地を分割し、転売することを禁止して欲しい	本条例(案)に対する意見では無いと考えます。
	106	世界遺産からの目線で「古道、中辺路ルート」に平行する 国道311号線周囲の景観の見直しをお願いしたい	
	107	各個人の家に設置できるように補助金制度をつくる、いわゆる地産地消能の施策を考えてください	
	108	地域での太陽光発電は地域の資源なので活用発展に務め優先させるべき	
_	109	個人宅での発電をより強く推奨すべき個人宅への導入に 対しての税制優遇措置や補助制度の創設を	
その他	110	倉庫、空地、各戸等の屋根等は太陽光発電を利用できる。これらに補助金を出して推進すべき	
,	111	農山村では車庫、倉庫、作業所などへの設置を進めるべき	
	112	法規制から逃れるための分割開発や別会社による事業 実施を規制すべき	
	113	現地での生コンクリート製造を規制すべき	
	114	県、市から関西電力に意見を聴いて欲しい。不当な事業 については関西電力から事業者に事業中止の申し入れ をして欲しい	
	115	太陽光発電事業の負の面についても(20年後の廃棄のことなど)も啓発してはどうか	
	116	環境アセスメントの対象面積を縮小して欲しい	
	117	アセスメントの対象事業の規模を縮小すべき	
	118	環境アセスメントが必要な面積を縮小すべき	
	119	環境影響評価条例に対する意見(20ha以上とすべき)	
	120	農地転用に関する意見(農地転用の際、隣接居住者の同 意を必須にできないか)	
	121	農地転用に関する意見(農業委員会が地元の声を聴いて いない)	
	122	農地転用の際には隣接農地の意見を尊重すべき	